

別紙

認定所得金額の算定方法・収入基準額

【交通遺児等奨学金（大学）】

交通遺児等奨学金（大学）の応募に当たっては、次のⅠ、Ⅱで算定される「所得金額」及び「特別控除額」をもとに算出するⅢの認定所得金額が、Ⅳの収入基準額以下でなければならない。

Ⅰ 所得金額 − **Ⅱ 特別控除額** = **Ⅲ 認定所得金額** ≤ **Ⅳ 収入基準額**

Ⅰ 所得金額の算定方法

所得金額とは、1年間の収入金額から必要経費を控除した金額をいい、父母等の所得の種類に応じて、以下の1～3の方法でそれぞれ算定する。

1 給与所得の場合

所得金額 = 「年間収入金額」 − 下表により算出した控除額

- ・ 年間収入金額は、所得額課税額証明書における収入金額の万円未満を切り捨てた額とする。
- ・ 次の①～⑦は、すべて給与所得として取り扱い、所得額課税額証明書の収入金額に算入されていない収入がある場合は、それらもすべてこの収入金額に合算し、万円未満を切り捨てて年間収入金額を算出する。
 - ① 俸給、給与、賞与
 - ② 賃金
 - ③ 役員報酬
 - ④ 歳費
 - ⑤ 専従者給与
 - ⑥ 年金（恩給、老齢年金、遺族年金等）
 - ⑦ 扶助費・疾病手当
- ・ 父母等の一方のみが給与所得者の場合の控除額は、算定式（A）を適用する。
- ・ 父母等双方が給与所得者の場合の控除額は、主たる家計支持者（収入金額が多い方）には算定式（A）を適用し、従たる家計支持者（収入金額が少ない方）には算定式（B）を適用する。
- ・ 算出された控除額は、万円未満を四捨五入した額を適用する。

算定式（A）

年間収入金額	控除額
0万円 ～ 297万円	年間収入金額と同額
298万円 ～ 400万円	年間収入金額×0.2+238万円
401万円 ～ 781万円	年間収入金額×0.3+198万円
782万円 ～	432万円

算定式（B）

年間収入金額	控除額
0万円 ～ 65万円	年間収入金額と同額
66万円 ～ 162万円	65万円
163万円 ～ 180万円	年間収入金額×0.4
181万円 ～ 360万円	年間収入金額×0.3+18万円
361万円 ～ 660万円	年間収入金額×0.2+54万円
661万円 ～ 1,000万円	年間収入金額×0.1+120万円
1,001万円 ～ 1,500万円	年間収入金額×0.05+170万円
1,501万円 ～	245万円

（注）同一人で2つ以上の給与所得がある場合は、各収入金額を合計し、万円未満を切り捨てた額を年間収入金額とする。

2 給与所得以外の場合

所得額課税額証明書に証明された所得額の万円未満を切り捨てた額を所得金額とする。

3 同一人で給与所得と給与以外の所得がある場合

給与所得については上記1により、給与以外の所得は上記2により算出し、その合計額を所得金額とする。

II 特別控除額の算定方法

特別控除額は、次の「特別控除額表」の事由に対応する控除額を合計した額とする。

【特別控除額表】

区分	事由	特別控除額	必要な書類			
世帯を対象とする控除A	(1) 母子・父子世帯	49万円				
	(2) 就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校	31万円			
		中学校	46万円			
			自宅通学		自宅外通学	
		高等学校	国公立		39万円	69万円
			私立		88	118
		高等専門学校 1～3年次	国公立		39	69
			私立		88	118
		高等専門学校 4～5年次	国公立		43	72
	私立		87	116		
	大学	国公立	74	121		
		私立	133	180		
	専修学校	高等課程	国公立	39	69	
専門課程		国公立	36	81		
	私立	102	147			
	(3) 障害のある人(1級～3級)のいる世帯	障害のある人1人につき 99万円	障害者手帳(写し) 又は療育手帳(写し)			
	(4) 長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額(申請時から過去1年分)	医師等の診断書(原本)、別紙様式2及び領収書(写し)			
	(5) 主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額ただし、71万円を上限とする	別紙様式3及び直近4か月分の領収書(写し)			
	(6) 震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額	り災証明書(写し)及び被害額を証明する書類			
	本人を対象とする控除B	74万円				

(注1) A欄の「(2)就学者のいる世帯」による控除は、申込者本人分は含めない。

(注2) A欄の「(2)就学者のいる世帯」の「大学」には、短期大学、大学院を含む。

(注3) (3)、(4)及び(6)に該当する世帯は、それを証する書類又は写しを添付する。

(注4) 就学者控除の特例

子ども(就学者、就学前の子)が2人を超える世帯については、その超える人数に申込者本人に係る特別控除額(一律74万円)を乗じた額をさらに控除できる。

(例)子ども3人の場合→[(3人-2人)×74万円]=74万円の控除を受けられる。

III 認定所得金額の算定方法

認定所得金額は、前記Iの所得金額(父母等の所得金額合計)から前記IIの特別控除額を控除した金額とする。

$$\text{III 認定所得金額} = \text{I 所得金額(父母等の所得金額合計)} - \text{II 特別控除額}$$

IV 収入基準額

収入基準額は、次の「収入基準額表」の世帯人員（申込者本人を含む。）に対応する額とする。

【収入基準額表】

区 分		収 入 基 準 額
世 帯 人 員	1 人	1 3 9 万円
	2 人	1 9 8
	3 人	2 1 2
	4 人	2 2 9
	5 人	2 3 9
	6 人	2 5 0
	7 人	2 6 2

(注) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに12万円を7人の収入基準額(262万円)に加算する。

前記Ⅲで算定した認定所得金額が収入基準額以下であれば、応募基準を満たしていることになる。

$$\text{I 所得金額(父母等の所得金額合計)} - \text{II 特別控除額} = \text{III 認定所得金額} \leq \text{IV 収入基準額}$$

V 所得に関する証明書等

同一世帯員のうち保護者（父母等）は、次に示す所得区分に応じて必要な証明書等を添付する。

(注) 父母等とは、同居・別居を問わず本人と生計を一とし、父と母又はこれに代わって家計を支えている者で、具体的には次のとおりとする。

- ① 父母がともにいる場合は、父及び母の各々の証明書等2通を添付（父母連名の証明書1通は不可）
- ② 父母のいずれか一方しかいない場合は、当該の父又は母
- ③ 父母いずれもいない場合は、父母に代わって申込者の家計を支えている者（2人いれば2人それぞれ）

所 得 区 分	必 要 な 証 明 書 等
1 給与所得又は事業所得等がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平成30年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成29年1月～12月までの収入額及び所得額を証明するもの) (注) 収入額及び所得額と、市町村民税・県民税の額がわかる所得額課税額証明書の提出が必要。
2 年金所得等がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平成30年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成29年1月～12月までの年金額等を証明するもの) ※ 非課税となる年金（障害年金・遺族年金等）を受給している場合は次のいずれかの証明書を添付すること。 ◆ 平成29年中に発行された年金額改定通知書（写し） 又は平成29年中に発行された振込通知書（写し） ◆ 年金証書（写し）（平成29年分の支給額が記入されているものに限る。）
3 失業中の場合 (平成29年中に就労していたが、応募時において失業中の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平成30年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成29年1月～12月までの収入額及び所得額を証明するもの) ※ 次のいずれかの証明書を添付すること。 (1) 雇用保険を受給している場合 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 雇用保険受給資格者証（写し）【ハローワーク発行】 (2) (1)以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 無職無収入証明書（原本） 【居住地区の民生委員が発行する無職無収入証明書又は調査結果】 (注) 奨学金貸与申請書の特記事項欄に事実の生じた年月日と理由を記入すること。
4 1～3以外の場合 (平成29年1月から引き続き無職無収入である場合)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平成30年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成29年1月～12月までの収入額及び所得額を証明するもの)